

柳田國男著

禁忌習俗語彙

国書刊行会

PDG

「分類民俗語彙」の復刊にあたって

本年は、日本民俗学の祖・柳田國男の生誕一〇〇年にあたり、内外の学者を集めた国際シンポジウムが開かれた。これを期に、民俗学はさらに広い視野と質を伴った発展期を迎えようとしている。

昭和十年は、民俗学にとって記念すべき年であった。柳田國男の還暦祝を境として全国に民俗学の研究が澎湃としておこり、雑誌「民間伝承」が発刊され、地方では各地に民俗研究の同志が集まり、調査研究の報告をのせた、謄写版などの小冊子が刊行されるなど、幅広い研究活動が展開された。

今回復刻する「分類民俗語彙」一二冊は、いずれも昭和十年から約一〇年の間に刊行されたものであり、多くの研究者たちに利用されるとともに、それはまさに、民俗採集に伴う研究の進展を示すものでもあった。

この「分類民俗語彙」は、柳田國男が民俗資料を採集する上で取った方法で、ことばが、過去の日本人の生活の痕をとどめていることに着眼し、ことばを蒐集することにより、日本人の過去の生活、文化、風習等を探り、それを基に、民俗を分類整理しようとしたものである。

発刊当時、柳田國男は、日々の生活に過去の習俗を窺い見ることが不可能になってゆくことを憂慮した。今日それらの危惧は、まさに現実となって表われている。この一二冊の書は、失われた習俗を現在に伝える貴重な資料にとどまらず、柳田民俗学の精髓に迫る基本的な名著でもある。

この「分類民俗語彙」一二冊を再び世に問えることは、心からの喜びであり、同時にこれらの書が、今後の研究における糧となって活用されることを確信し、また新しい民俗語彙集への礎となれば幸いである。

昭和五十年十月

国書刊行会

序

我邦では現在イミといふ一語が、可なり差別の著しい二つ以上の用途に働いて居る。極度に清淨なるものは祭の屋の忌火であるが、別に或種の忌屋の火は是に交はることを穢として避けられる。忌を嚴守する者の法則にも、外から憚つて近づかぬものと、内に在つて警戒して、すべての忌で無いものを排除せんとする場合とがある。斯様に兩端に立分れて居るものだつたら、最初一つの語によつて之を處理しようとするわけが無い。以前は今よりも感覺が相近く、且つ其間にもつと筋道の立つた聯絡があつたのではあるまいか。この問題に疑を抱き始めてから、既に自分でも驚くほどの年數が過ぎて居る。素より外國の學者の研究に、參考になつたものも色々と有るが、彼等は自分の國にこの事實は持合はさず、いつでもよその種族の及び腰の觀測に依つて、意見を立てなければならなかつた上に、假に根源の世界一致を認めるにしても、個々の國民が經由して來た千年の發達を、まだ全く知らないで假定した説なのである。果して物忌が彼等謂ふ所のタブーであるか否か。是からして先づ第一に盲從し難い。日本人自身が今はまだ、忌のどう變遷したかを知つて居ないからである。

或は今日は時期がもう遅い。是から尋ねて見ようとしても、資材は減び失せたものが多からうとも考へられる。しかし我々に知りたい念慮のある限り、さうして他には試むべき手段が無い限り、やはりこの途を踏んで行くの他は無いのである。私は前代諸大人の解説から、許多の貴とい啓示を受けて居る。その獨斷に失望しなければならぬ場合は寧ろ少なかつた。しかしこの指導に心服し又確信する爲にも、やはり今一度是を實地の事實に就いて、新たなる検討をして見ることが、安全なる手順だと信じて居る。さういふ意圖を以て集積して見た資料が、乏しいとは言ひながらも若干の量になつた。是を整理し排列して居るうちに、是までは全く懸離れた二種の現象のやうに見えたものに、少なくとも双方の歩み合ひが、幾分かは跡付けられるやうになつて來た。橋がこの間に架かるのもやがてあらう。さうすればこの二つのゆゆしい習俗を作り上げた根本の物の考へ方、即ち固有信仰の特色ある外面が、今よりはずつと明瞭になつて、單に國內の先輩の慧眼を立證するに止まらず、或は一步を進めて世界の異なる諸民族に、相互を理解する態度方法を、改良せしめる手引ともなるかも知れない。まだ成功はして居らぬが、希望だけは確かに生れたと思つて居る。

我々の資料の一方に偏して居るのは、まだ今まではこの學問に志す者が、數も少なく隔々に立分れて互に援け合はうとしなかつた結果であるが、最近は事

情が又よほど變つて來た。程なく他の地域のもこの空隙を充すやうな事實が、保存せられてあるものなら次々に報告せられて、多分は自分等の假想の幾つかが、當つて居たことを保障してくれるであらう。誤謬を刪除することも同じやうに大切である。我々の任務は不精確を精確とし、將來の理論に安全なる基礎を供するに在るのだが、残念ながら今はまだ事實が足りない。差當つての此本の目的は、此點に看る人が心づいて、さういふ慣習ならば爰にもある。もしくは此點が違つて居る。或は又この説明をした人がまちがへて居るといふ類の通信を、追々と『民間傳承の會』に寄せられんことを求めるに在る。斯んな微々たる片田舎の事實が、集めて學問の用に立つとは思はなかつたと、感ずる諸君は今でも多いことと思ふ。それがこの不完全なる集録の狙ひ所であり、同時に又日本民俗學の前途の光である。

昭和十三年二月二日

柳 田 國 男

目次

序	一
一、忌の状態	一
二、忌を守る法	八
三、忌の終り	一七
四、忌の害	二四
五、土地の忌	三三
六、物の忌	元
七、忌まるゝ行爲	四六
八、忌まるゝ日時	五七
九、忌まるゝ方角	六〇
一〇、忌詞	六四
索引	二三

一、忌の狀態

ウマレ 忌はもと心持の名だから心持が變れば名も變らざるを得ぬ。伊勢の度會郡には、忌をウマレと謂つて居る村がある(方言集)。ウマレが「忌まれ」である證據は、丹洞夜話卷六、多氣郡の水銀山の記事に、穢ある者の家の火をイマレ火と謂ふとある。三右衛門といふ者、「いまれ火同火に被下候て水かね山に入り、土くまり掘出し、三年わづらひ腰立たず候云々」とある。クマルは土が崩れて埋まること、被下は食事をする事である。佐渡の小木などでも、忌中をイマレルと呼んで居る。忌中は單に人から忌まれるのみで無く、其家でも普請をせぬとか針を使はぬとか、自ら戒めなければならぬ多くの禁制がある。

オソレ 忌を「恐れ」といふ土地もある(讃岐三疊)。たとへば産後二十日の間は、襦袢を外に乾さず、産婦も手拭を被らずには外出せず、疊つた日ならそれに及ばぬといふ。それで又日を恐れる意と、解するやうにもなつて居るらしい。

ヒガワルイ

近親に喪があり又は産があつて、正月松飾を遠慮する場合に、火が悪いからと謂ふ。松の内に不幸があると、すぐさま松を送つてしまふ(北安曇郡郷土誌稿)。或は正月に産又は死亡の家に行つても、シガワルイと謂ひ正月が出来なくなると謂ふ所がある(南秋田)。上總君津郡では喪のある家では火を忌み、客に火鉢を出さず、此状態を「火がはり」と謂つて居るが、是は火が悪いの形容詞なることを忘れたものらしい。同じ地方では又不幸のあつた家と家との間だけは、遠慮無く火を出すことを、「合火を食ふ」といふさうだが、是ももう古い意味とは反して居る。

ヒノウチ

對馬では所謂赤不淨黒不淨の期間を、火の内と謂つて居る。黒の火の内の方が赤よりは長い。又大隅高山邊では婦人の産褥に籠居すべき期間を、たゞ單にヒと謂ふ。他人と火の共通を忌む状態をさういふのである。産後の肥立ちなどと書くヒダチも、忌が終つて火を新たにする時の名かとも考へられる。

ヒノカカリ

家族に死亡産・月事などのある場合、神境に入り又神事に立會ふことができない。是を火のかかりといふ(津久井)。ヒガカリは廣く全國に亘つていふ語だが、普通は「忌中」と同じに喪の折に限られて居る。さうして其火のかゝる範圍は、土地によつて著しい異同があり、是を調べて見るによつて、古來の同族感覺の變化がわかる。對馬阿連の一例を

いふと、喪の火がゝりは従兄弟姉妹まで、妻の死亡には双方のいところに火がかゝるが、其里方の不幸には妻だけに止まる。妻のエベス親の火は夫にはかゝらぬが、夫の元服親の火は妻にもかゝるらしい。

オヒノベ

懐胎することを「火がのびる」といふ語も全國的に知られ、従つて其状態をヒノベ又オヒノベとも謂ふが（伊豫東字和）、意味はまだはつきりと判つて居ない。多分は月々の忌がヒであつて、それが延引するといふだけのことであらう。しかもこの火延べの間にも幾つかの禁戒がある。たとへば竈を築かず、田の水口も作らず、蒲團なども仕上げないで、三寸ばかり口をあけて残して置く（北設樂）。是等はたゞ塞ぐことを忌むだけのやうにも見えるが、他にもなほ火事を見てはならぬとか、死人に觸れてはならぬとか謂つて制裁が附いて居る。

アラミ

荒忌といふのは産の穢のことで、期間は喪より短いが、其忌は特殊に警戒せられて居る。イミが本来種類の多いものであつたことは、言葉が共通で無かつたら、今ではもう心付く人も少なくなつて居るのである。流れ星を見ると忌がかゝるといふ地方がある。それを済すにはトットトツと唾を三度吐けばよい。眼に埃が入つた時にも、瞼をかへして同じ呪ひをする（九戸郡誌）。後の方は忌とは謂はぬが、忌に對する考へ方は是からも類推し得られる。

サビガハヒル

陸前氣仙の海岸地方では、忌がかかることをサビが入る、又はシミツが入るといふ。主として漁撈の上の障碍と考へられて居る。最も恐れるのは産の忌で、巫女法印を頼んでヨケハラヒをしてもらはぬと元に戻らぬといふ(水産界六六〇號)。

チイミ

血忌。妻が産をしたときの夫の忌である。七日の間は神社佛閣ともに詣ることを禁じられて居る(温美)。血忌の間は通例三十日内外だが出初期を特に慎しむのである。

サンビ

産火。産の忌を東日本ではさういふ土地が多く、殊に獵師漁夫に怖れられて居る。越後東蒲原の山村の如き、三日産屋の間は男は行來せず、もし其火を食つて山に入ると、足を切り又は炭焼小屋を燃す。死火は忌がかかるだけだが産火は畏ろしいといふ。だから山仕事をする者は産があると他家に行つて居る。娘のオボヤを見舞に往つた妻と合火をした爲に親子の獵師が熊に喰はれたことがある(山村生活の研究)。

アカビ

赤日とも書く者があるが赤火である。産の忌を中國四國でさういふ。分娩から宮参りの日までをいひ(周防熊毛)、或は赤火三十五日、黒火三十五日とも謂つて、此間は神の御供をせぬのが定めである(東宇和)。

チフジャウ

血不淨。産婦を見舞つたときは一週間は神前を憚かる。主として産の忌のことだが、恠我をして血を出した時にも血不淨といひ、葬式のことにはシミフジャウと謂ふ(沖永良

部島)。沖縄島北部でも生傷をしたことをホジ・と謂ひ、縁喜が悪いといつて三日位は家に入らぬさうである。是も不淨の字音と思はれる。

シラフジャウ

産の忌。喜界島では不淨といふ範圍が廣く、産はもとより牛馬山羊鰻鰻などを食つた者をも含むらしく、是等の人々は皆葬式の諸役にも當ることが出来ぬ。その中で産の不淨をシラ不淨といふ。産のあと五日目までといふ(旅傳葬禮誕生號)。産屋を南の島ではシラともいふから、白不淨では無いやうに思はれる。

クロケガレ

黒穢。喪の忌を越後西頸城の海岸地方でさういふ。三十五日の間は漁に出なかつた。是に對して産をアカケガレと謂つて二十一日間、全然出ぬわけでは無いが遠慮をした。死人のあつた家を吉野地方では黒火、秋田の阿仁マタギは死火と謂ひ、九州の漁民は一般に黒不淨と謂つて居る。赤不淨といふのは月事のことである。

シニフジャウ

喪の忌即ち黒不淨(沖永良部島)。或は血不淨のみを不淨と謂つて、他方には名が無い島もある(徳之島)。

ホトケマツリ

火がゝり即ち喪の忌ある者を佛祭りといふ處もある。網曳には出るがモチアバの上を越えぬやうに氣をつけるといふ。日向南部海岸など(方言六卷一一號)。

ヒヲクフ

忌のある家の火で煮たきした食物を口にすること。大病人をもつ家又は吉事を

控へて居る家では、この火を食はぬ用心をして居る（五島久賀島）。喜界島のシラ不淨に就いても聞くやうに、葬禮の式にも火の悪い者は參與し得なかつたらしいのである。狼は火を食つた者の後をつけるといふ言ひ傳へがある。憎むか好むか何れか知らぬが、四國には穢のある女が山で狼に襲はれた話もあり、或は喪のある家で食事をした爲に、山犬に逢うたといふ話もある。不幸の通知に二人づれで行くのも其故だと謂ふ處がある（北宇和）。

クヒマゼリ 喪の忌に在る者が他人の中に入つて飲食を共にすることを、食ひ交りと稱して差控へる。喪家に死者の身内でない者が同居する場合にも食事は別の處でする（筑前大島）。是とは正反對に、身内で他家に居る者が、わざ／＼やつて來て忌ある人々の飲食に参加する風習も、九州地方には明かに遺つて居る。（ヒノメシの條參照）。

クヒツギ 正月「火の悪い」家には行かず、又向ふからも來ない。誤つて飲食を共にすると、こちらにも穢れて神様のおあしらひが出来なくなる。是を食ひ繼ぎといふ（北安藝）。他地方で火を食ふといふも同じい。

フミアハセ 踏合せ。出産、死亡又は自害人などのある處、或は忌中の家に、行合せた者にはこの穢がある。古い記録には是を觸穢と謂つて居る。丹後中郡などでは、養蠶には殊に踏合せの穢をきらひ、打火・打水・鹽撒きなどの後で無いと、自分の家にも入ることが出来ない。

此戒めを犯したときは病を受け、蠶兒などは皆死んでしまふと謂つて居る（三重郷土誌）。

ブクダネ 死人のあつた家の農産物種子をブクダネといふ。ブクは服忌の服で、もとは喪服のことであらうが、イミの義にも此語を用ゐる風は弘い。たとへば親族に産があつて神詣での出来ぬことを、武藏入間郡ではチブク、上総夷隅郡でも産穢をツボク、死穢をシボクと謂ひ、ボクとは不淨、穢のことだと解して居る。

二、忌を守る法

ヤマドメ

伊豆の御藏島では、御山の黄楊を伐出すのは男の仕事で、之を搬出しに行くは女たちの役であるが、八合目以上は常の日も登ることを許されず、殊に産後七十五日及び月事中は絶対に山に入らず、是を山止めと謂つて居る。此禁を犯した者は、償ひとして錢百文、米一升を神社に納めて、淨めの祓をしてもらはなければならなかつた（踏査記録）。

カナイミ

忌は人に屬するものゝ他、又日に屬し土地に屬するものもあつて、其制限は五によく似て居る。山の神の春秋の祭の日、少なくとも午前中絶対に山に入らぬといふ習はしなどは、今でも全國に行渡つて存在する。岡山縣の上房阿哲等の郡では、舊二月の社日、即ち春分に近い戊の日を地神の祭日とし、一村農耕のわざを休む上に、此日は鍬鎌などの金物を一切使用せず、是を金忌と謂つて居た。地神様の御休息を驚かしては悪いからとも謂つた（各郡誌）。三河北部で鎌止めといふのも是と似て居る。

ヒノモノダチ

火物斷ち。願掛けをする者が煮たり焼いたりした食物を食べぬ風習は各地

に存するが、是も一種の祭前の忌であつた。現在は果實以外に食つてよいものは少なくなつたが、以前は黍や生米の如き食料が今よりも多かつたのである。

ナツモノダチ

又青物だちとも謂ふ。蔬菜その他の成長するものを食料とせぬことである。

六月一日に此忌を守る土地があり、或は午前四つ前だけといふ處もある。赤飯などを炊いて神を祭る。所謂ホネツギの日である（北安曇）。

トリシャウジン

雞精進。氏神が御嫌ひと云つて雞を飼はぬ村、又は全村雞の肉卵を食べ

ぬといふ土地は、全國に亘つて處々にある。或は祭の頭人だけが一年の間、多くの忌と共に雞精進をする風習も、滋賀縣には幾つかある（淡海木間掬）。神が好まれぬといふ説明が後のものであることがわかる。莊内の鼠ヶ關などでは、辨天さまの御戒めと稱して、雞卵を載せた船の出帆だけを忌んで居た（三郡雜記）。

イチドクヒ

一度喰ひ。房州では九月二十四日に、飯を一度だけ十分に食べて、他の二食

を食べぬ風が一般に行はれて居た（郡誌）。其理由を里見氏が滅びた日だからと謂ひ、隣國でも里見氏の舊領といふ土地には、同じことをする例があつたといふから（土俗談話）、一つの御社には屬しない古い信仰の名残らしい。此日は麥の播き初めをする日と稱し、季節はまだ早いのだが、型ばかり一握み畑に播いたものだといふ。斷食の忌は日本には少なかつたやうであ

る。

ミハリ 上總の五井町など、師走の二十八日薄暮より戸を鎖し、燈の火を細くし、談話は勿論膳枕の音さへせぬ様にした。是をミハリと謂ひ、由來は不明になつて居るが（郷一卷一號）、安房を中心としたミカリ祭と、關係のある名であるとは察せられる。舊正月二十四日を伊豆の島々ではキノヒ（忌の日）と謂つて、是とよく似た物忌をする例がある。忌を中心とした祭の古い式が、其對岸にもまだ幽かに残つて居るのである。

カクヒビト 薩摩の黒島で、喪の忌に籠ることをカクヒ、其者をカクヒ人と謂つて居る。カコヒと同じ語で遮斷せられることを意味するらしい。カクヒ人は出でて日の光を浴びることを憚るものと云はれ、外部とは交際をしなかつた。必要があれば扶助もする代りに、一段低い者の如く村では取扱つて居たといふ（旅傳・二〇卷六號）。

ヒガマヘ 所謂忌中の家、又忌日のことをも西熊野では火構へと謂ふ。カマヘはカコヒと同じ意味に用ゐられ、たとへば城砦を構とも拵（カコヒ）とも書いて居るから、乃ち外部と火の混同を避けることであらう。然るに田邊附近の漁民部落では、「火を食ふ」ことを火ガマヒと謂ひ、死人のあつた家の火で飲食し喫煙した者には、七日の間漁に出ることを戒めて居た（民俗學二卷八號）。是はカマフといふ動詞の方言的用法で、此地方一帯に干涉する又は氣にす

るを、カマフと言ひ出してからの意味變化かと考へられる。

イトマ 喪の忌に籠ることをもイトマといふ地方があるのは、やはり間暇と同じ意で、もとは單に或期間といふ迄であらう。イトを間の意に使ふ例は、信州から駿河伊豆に及んで居る。僅かばかりマとは感じが違ふが、時の少しの間をいふことは一つである。

イミヤカド 忌屋といふ語は隱岐島にもある。そこでも佐渡と同じに忌中に在ることをイマレルと謂ひ、死後四十九日を経ない家をイミヤと謂ふ(隱岐昔語集)。三宅島では忌に在る者の入る小屋を總稱して、カド又はカドヤシキと呼び、産婦も月の障りの者も共に是へ行つたが、其中でも特に死亡の折だけに限つて是を忌屋カドといひ、五十日の間は身うちの者がこゝに籠るのがもとの掟であつた。初めの十五日は村の往還をあるくことも許されなかつた。他の忌の人が籠るのはカドで、是にもカドミチといふ濱に下る路が別に設けられ、又漁舟のあるときは近づかなかつた。産の忌は今も嚴重で、以前は三日の間其家の者は漁を止められた。月事もカドであるが、今は三日でアガリヤに入るといふ。

ヒマヤ 信州は一般に月事の忌をヒマヤと謂つて居る。以前は其名の小屋があつて少なくとも食事はこゝで調へた物を食べ、家に來て働いても座敷には上らせなかつた。但し産の時には是へ入らなかつたと爰では謂つて居る。子供が窃かに母の食事を分けてもらひ、見つか